



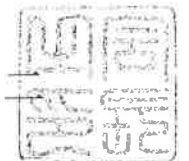
答 申

議会改革検討協議会において、検討協議を行った結果について  
取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

平成27年1月22日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会  
会 長 新 藤 精



議会改革検討協議会では、平成25年6月の設置以降、都合8回の会合を開催し、各会派から提案がなされた11項目について、他県での実施状況等も参考にしながら、課題や問題点の整理、見直しの可否、考え方等について様々な検討協議を重ね、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

なお、見直しや改善を行うことが適当であるとの結論に至った項目、内容については、早期に実施していただくようお願いするものである。

## 1 常任委員会組織のあり方の見直し

平成27年一般選挙で適用される議員定数47人（現行定数49人から2人減）を踏まえ、適正な委員会数や所管等を検討した結果、以下のとおり、現行どおりとすることが適当であるとの結論に至った。

なお、議員定数減に伴う委員定数の変更については、各委員会における政策的な審査内容、審査時間等の現状を勘案し、以下のとおりとすることが適当である。

### (1) 委員会数

6 常任委員会（現行どおり）

### (2) 委員会の所管・名称

現行どおり

### (3) 委員定数

土木建築委員会7人、その他の委員会8人

（現行から、総務企画委員会及び土木建築委員会で、各1人減）

### (4) 適用時期

平成27年の改選後から適用

## 2 総務企画委員会における教育(私学)問題の審査、質疑等のあり方

協議の過程においては、私学を所管する総務部長が所属・出席している総務企画委員会においても質疑が出来るようにすべき、若しくは私学問題に係る所管委員会を変更すべきではないかとの意見も出されたが、私学問題の審査については文教警察委員会の所管としてしっかり担保されており、また教育問題の審査に当たっては、私立学校と公立学校を同一委員会の所管とすることにより、総合的な議論が行われ、県民にもわかりやすい審査が可能であるとする意見が大勢を占め、協議会として、現行どおり文教警察委員会において私学も含めた教育問題を審査することが適当であるとの結論に至った。

### 3 各定例会における常任委員会の開催日程の見直し(一日一委員会開催方式の検討)

常任委員会の開催方法については、当面、現行どおり、6常任委員会の同時開催とすることが適当である。

なお、常任委員会の開催方法は、会期日程にも関わる問題であることから、現行の会期日程も含めた審議方法のあり方について、引き続き、時間をかけて検討していく必要がある。

### 4 各種特別委員会の定数(13名)設定の変更と一人会派への割り当て

各種特別委員会の定数については、全国の委員定数の状況等を鑑み、現行定数13名を維持することが適当である。

また、一人会派への定数の割り当てについては、一人会派数が時々で異なることから、「少数会派の取扱いについては、希望があれば、各会派間で調整する」との現行の申し合わせにより対応することが適当である。

なお、協議の過程においては、委員定数の増員や一人会派への割り当てを検討すべきではないかとの意見も出されたが、現行どおりが適当であるとの意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

### 5 議員が行う行政調査視察、研修の取扱い

議会活動の一層の充実を図るため、議員派遣取扱要領に定める地方行政や議会の制度運営等に関する国内他団体等への調査視察について、必要に応じ有効に活用することができるよう、具体的な取扱いや手続き等を定めておくことが必要であり、協議会において、その取扱い案を別紙のとおり取りまとめた。今後、本取扱い案の運用により、国内他団体等への議員派遣制度の有効活用が図れることを望むものである。

なお、海外への調査視察については、すでに具体的な取扱いが申し合わせられていることから、その取扱いに基づき派遣制度の適切かつ有効な運用に努めていくべきである。

### 6 本会議における県政記者以外のマスコミの撮影許可のあり方

本会議における県政記者以外のマスコミ関係者による撮影取材については、報道内容の公共性、公平性を担保する観点から、事前に報道目的等を確認した上で、撮影許可等の対応を行うことが適当である。

## 7 議案書等のホームページへの公開

現在ホームページにおいて掲載している提出議案一覧及び予算概要資料に加え、議案書等全ての資料をホームページに掲載するには、相当の事務作業や経費が必要となるため、現行どおりの取扱いとすることが適当である。

## 8 議案等に対する賛否の公開

議案の賛否については、全国都道府県議会の半数を超える議会で公開されており、本県議会においても県民への情報提供を進める観点から、賛否を公開する必要がある。

なお、公開の手法は、本県議会は会派制を採っており、賛否は会派で統一していることから、会派別に公開することが適当である。

## 9 常任委員会の全面的な公開

傍聴許可を不要とした場合、委員会の開会中は、常時、傍聴席（定員21席）の確保と受付職員の配置が必要となり、また、傍聴者が自由に委員会室へ出入りすることになれば、委員会審議に支障を及ぼす恐れもある。

現行の許可傍聴においても、これまで定員を超える場合を除き、不許可とした事例はないことから、現行どおり許可傍聴とすることが適当である。

## 10 常任委員会等の県内外視察の報告書のホームページ掲載

常任委員会等による県内外視察の状況については、現在、県議会のホームページに視察概要を掲載しているが、議会広報の充実強化を図り、議会活動に対する県民の理解を深めていくため、現行の掲載内容を一層充実させる必要がある。

（掲載内容）視察日程、参加者、視察目的、視察先の概要、主な質疑、視察状況の写真等  
（掲載ボリューム）閲覧者が見やすいボリュームとし、視察1回分A4版1枚以内

## 11 議会施設の見学の自由化

見学コースの新設や照明・空調の常時稼働など経費面での課題や、来庁された見学者が把握できないなどの庁舎管理上の課題もあることから、議会施設の見学は、現状どおりとし、職員が見学者に同行し案内を行うことが適当である。

## 国内他団体等への調査のための議員派遣に関する取扱い(案)

国内他団体等への調査のために議員を派遣する場合の取扱いについて、議員派遣取扱要領に定めるもののほか、具体的な取扱い及び手続きを以下のとおり申し合わせる。

- 1 議員派遣取扱要領第3号に定める国内他団体等への調査のための議員派遣を希望する議員は、調査内容（行き先、テーマ、メンバー等）を自ら企画し、所属する会派の会長を通じて書面で議長に申し出るものとする。
- 2 議員派遣の申し出は、4人以上によるものでなければならない。
- 3 議員派遣の申し出は、原則として、派遣を希望する日の1ヶ月前までに行うものとする。
- 4 調査内容は、本県が抱える重要課題など議会において必要と認められるものでなければならない。  
また、議員派遣を希望する年度の委員会単位での県外視察の調査内容と重複しないものとする。
- 5 議員一人当たり一年度につき1回以内とし、かつ、必要最低限の日程とする。
- 6 議員派遣の申し出は、各会派会長会議にその内容を報告する。
- 7 派遣された議員は、調査結果報告書を提出するものとする。
- 8 他団体等が主催する研究・研修を目的とした会議への参加は、派遣対象としない。

議会改革検討協議会における検討結果（答申概要）

検討項目	現状	検討結果（答申概要）
<p>①常任委員会組織のあり方の見直し</p>	<p>○ 6 常任委員会                      ・ 議員定数を踏まえた適正な委員会数等の検討                      （平成27年改選時議員定数47人（現行から2人減））</p>	<p>● 委員会数                      現行どおり（6 常任委員会）</p> <p>● 所管・名称                      現行どおり</p> <p>● 委員定数                      ・ <u>土木建築委員会 7 人</u>                      ・ <u>その他の委員会 8 人</u>                      （現行から総務企画委員会及び土木建築委員会で各 1 人減）</p> <p>● 適用時期  <u>平成27年の改選後から適用</u></p>
<p>②総務企画委員会における教育（私学）問題の審査、質疑等のあり方</p>	<p>○ 私学を含め教育に関する事項の審査は、文教警察委員会の所管（委員会の所管は条例で規定）</p>	<p>● 現行どおり</p>
<p>③各定例会における常任委員会の開催日程の見直し                      （一日一委員会の開催方式の検討）</p>	<p>○ 常任委員会開催日程：3 日間（6 委員会同時開催）                      ・ 1 日 1 委員会の開催とするには、現行会期の延長等の検討が必要</p>	<p>● 当面現行どおり                      （<u>現行の会期日程も含めた審議のあり方について、引き続き検討が必要</u>）</p>
<p>④各種特別委員会の定数（13名）設定の変更と一人会派への割り当て</p>	<p>○ 委員は原則、各会派の所属議員数の比率で割り当て                      ○ 「特別委員会への委員割り当てに関する申し合わせ」（平成12年3月21日議運決定）                      ・ 委員の割り当てを受けない少数会派の取扱いは、希望により各会派間で調整</p>	<p>● 委員定数                      現行どおり（13名）</p> <p>● 一人会派への割り当て                      現行申し合わせにより対応</p>

検討項目	現状	検討結果（答申概要）
⑤議員が行う行政調査視察、研修の取扱い	<p>○「議員派遣取扱要領」（平成14年6月12日議運決定）の定めがあるものの、国内派遣について具体的な取扱いや手続き等の定めがないため、派遣実績はなし</p> <p>○海外視察の取扱い・手続き等については、申し合わせにより定められている</p>	<p>●<u>国内他団体等への調査のための議員派遣について、具体的な取扱いや手続き等を定める必要がある、協議会としてその取扱い案を取りまとめた</u></p>
⑥本会議における県政記者以外のマスコミの撮影許可のあり方	<p>○県政記者は包括的に許可</p> <p>○県政記者以外のマスコミは、一般傍聴者と同様に傍聴の受付（撮影する場合は傍聴席前面の踊り場でのみ撮影を許可）</p>	<p>●<u>県政記者以外のマスコミ関係者の撮影取材は、事前に報道目的等を確認した上で許可等の対応を行う</u></p>
⑦議案書等のホームページへの公開	<p>○ホームページに掲載している議案等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出議案一覧</li> <li>・予算の概要資料（議運資料）</li> </ul>	<p>●<u>現行どおり</u></p>
⑧議案等に対する賛否の公開	<p>○議案の賛否は非公開</p>	<p>●<u>賛否を公開</u> （<u>公開手法は会派別に公開</u>）</p>
⑨常任委員会の全面的な公開	<p>○委員会の傍聴は、委員長の許可が必要（委員会条例第17条）</p>	<p>●<u>現行どおり</u></p>
⑩常任委員会等の県内外視察の報告書のホームページ掲載	<p>○ホームページにおいて、視察結果の概要を掲載 （視察1回分：A4版半頁程度）</p>	<p>●<u>現行の掲載内容を充実</u></p>
⑪議会施設の見学の自由化	<p>○見学の申し込みに応じて、職員が見学者に同行し、議会施設を案内、説明</p>	<p>●<u>現状どおり</u></p>